様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月10日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◉ 知事　　○ 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html

執行機関名　福井県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)または高等学校等専攻科に在学する生徒または学生の保護者等(就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。十四の項において同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(高等学校等専攻科)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)別表第1の2の項 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)または高等学校等専攻科に在学する生徒または学生の保護者等(就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。十四の項において同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	福井県私立高校生等奨学給付金交付要領　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条　県は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減することを目的として福井県私立高校生等奨学給付金(以下「給付金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		福井県私立高校生等奨学給付金交付要領